



## 税務情報

### 2019年度税制改正関連情報

#### 1. 財務省 — 「令和元年度 税制改正の解説」の公表

財務省は7月3日、[「令和元年度 税制改正の解説」](#)を公表しました。

「税制改正の解説」には、改正の背景や趣旨のほか、条文からは読み取ることができない解釈などが含まれています。

#### 2. 国税庁 — 法令解釈通達の発遣

国税庁は7月3日、2019年度税制改正に対応した以下の改正通達を公表しました。

[法人税基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#) (6月28日付)

2019年度税制改正に伴い所要の整備が行われた、以下の通達が掲載されています。

##### 第1 法人税基本通達関係

仮想通貨取引に関する法人税法上の取扱いが整備されたことに伴い、仮想通貨取引に関する通達が新設等されています。

##### 第2 連結納税基本通達関係

##### 第3 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係

たとえば、以下のような改正が行われています。

- 試験研究費の税額控除制度のうち特別試験研究費(オープンイノベーション型)に係る税額控除について、特別試験研究費の額に、新たに企業間の委託研究に要する費用が追加されました。改正通達には、委託先の有する知的財産権等を活用する場合の知的財産権等に準ずるものである「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」の意義並びにこれに含まれるもの及び含まれないものの具体例を示した通達为新設されています。
- 移転価格税制について、独立企業間価格の算定方法にディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)が追加されました。また、移転価格税制上の無形資産の定義が明確化されるとともに、評価困難な無形資産に係る国外関連取引(特定無形資産国外関連取引)に関して、税務当局が取引後の事実関係を参照して取引価格の適正性を検証することを可能とする措置(特定無形資産国外関連取引に

係る価格調整措置)が導入されることとなりました。改正通達には、これらの改正に関連する通達が新設等されています。

(2019 年度税制改正では過大支払利子税制について大幅な改正が行われましたが、今回公表された改正通達には、過大支払利子税制に関する通達の改正は含まれていません。)

#### 第 4 租税特別措置法関係通達(連結納税編)関係

#### 第 5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達(法人税編)関係

#### 第 6 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」通達関係

\*\*\*\*\*

2019 年度税制改正に対応したタックスヘイブン対策税制に関する改正通達については、6 月 6 日に「[租税特別措置法関係通達\(法人税編\)等の一部改正について](#)」(法令解釈通達)(e-Tax News No.172「[国税庁 - タックスヘイブン対策税制に係る改正通達の発遣](#)」(2019 年 6 月 6 日発行)にてお知らせしています。)が公表されています。

### 3. 国税庁 — 事務運営指針の公表

国税庁は 7 月 3 日、2019 年度税制改正における移転価格税制等の改正内容を反映した、以下の改正事務運営指針を公表しました。

#### ■ 「[移転価格事務運営要領](#)」の一部改正について(事務運営指針)

たとえば、以下の見直しが行われています。

- ・ 独立企業間価格の算定方法として DCF 法を適用する場合の留意事項を示す事務運営指針が新設されています。(事務運営指針 4—3、4—13)
- ・ 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用又は適用免除規定の検討に当たっての留意事項を示す事務運営指針が新設されています。(事務運営指針 3—6、4—15)
- ・ 2019 年度税制改正では、比較対象取引の利益率等を参照して独立企業間価格を算定する場合において、その利益率等の差を定量的に把握することが困難な差異が存在するときは、一定の場合に限り、統計的手法(いわゆる四分位法)の考え方に基づいた差異調整方法が認められることとなりました。この差異調整における統計的手法の適用に当たっての留意事項を示す事務運営指針が新設等されています。(事務運営指針 4—4(一部改正)、4—5、4—6)

なお、「[別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集](#)」(新旧対照表)(PDF 1,662KB)についても、改正内容を踏まえた改訂が行われています。たとえば、DCF 法に準ずる方法と同等の方法を用いる場合に関する事例(事例 9、24)や特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置に関する事例(事例 25)が新設されています。

■ [「連結法人に係る移転価格事務運営要領」の一部改正について\(事務運営指針\)](#)

上記と同様の見直しが行われています。

■ [「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領」の一部改正について\(事務運営指針\)](#)

■ [「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領」の一部改正について\(事務運営指針\)](#)

**KPMG 税理士法人**

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.